浦安市指定特定相談支援事業者

浦安市指定障害児相談支援事業者

自主点検表・指導調書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 |  |
| 作成日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 作成者  職・氏名 |  |

　　　　＊指定障害児相談支援事業者は、表中の網掛け部分の文言を次のように置き換えて点検して

ください。なお、障害福祉サービス等と表記されている部分は、障害児通所支援事業を含み、

利用者等と表記されている部分は、保護者を含むものとします。

　指定特定相談支援事業所　⇒　　指定障害児相談支援事業所

　　　　　　計画相談支援　　　　　⇒　　障害児相談支援

　　　　　　サービス等利用計画　　⇒　　障害児支援利用計画

　　　　　　サービス利用支援　　　⇒　　障害児支援利用援助

　　　　　　利用者　　　　　　　　⇒　　利用者の保護者

　　　　　　障害福祉サービス　　　⇒　　障害児通所支援

　　　＊点検表内の規則等の略称

　　厚令：厚生労働省令

１　基本方針（平24厚令28・29第2条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | 努めている  努めていない | 運営規程  重要事項説明書 |
| ②利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮していますか。 | 配慮している  配慮していない | 運営規程  重要事項説明書 |
| ③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 | 配慮している  配慮していない | 運営規程  重要事項説明書 |
| ④利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービスを行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に行っていますか。 | 公正中立に行っている  公正中立に行っていない | 運営規程  重要事項説明書 |
| ⑤市町村や障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域に応じて必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | 努めている  努めていない | 運営規程  重要事項説明書 |
| ⑥自ら提供している相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | 改善を図っている  改善を図っていない | 運営規程  重要事項説明書 |

２　人員に関する基準（平24厚令28・29第3条・平24厚告227）

（１）従業者の員数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①専らその職務に従事する相談支援従事者を置いていますか。  ただし、業務に支障がない場合は、他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。 | 専従かつ常勤の相談支援従事者を配置している  兼務の相談支援従事者を配置している  →当該職務に支障はない  当該職務に支障がある（業務過剰等） | 勤務表  組織図 |
| ②従事者のうち1人以上は、相談支援専門員となっていますか。 | 基準を満たして配置している  基準を満たして配置していない | 資格証明書 |
| ③相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が35又はその端数を増すごとに１となっていますか。  ※相談支援専門員等の配置は、１か月平均（前６月の平均値）の利用者の数が35件に対して１人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。 | なっている  なっていない | 利用者名簿 |

（２）管理者（平24厚令28・29第4条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①専らその職務に従事する管理者を置いていますか。  ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとします。 | 専従かつ常勤の管理者を配置している  兼務の管理者を配置している  →当該事業所の  管理に支障はない  当該事業所の  管理に支障がある（業務過剰等） | 勤務表 |

３　運営に関する基準

（１）内容及び手続きの説明及び同意（平24厚令28・29第5条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用の申込みがあったときは、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定計画相談支援の提供の開始について同意を得ていますか。 | 適切に行っている  適切に行っていない | 運営規程  重要事項説明書  契約書署名欄 |
| ②書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしていますか。  (例)視覚に障がいのある方に書類を読み上げる　など | 配慮している  配慮していない  該当なし |  |

（２）契約内容の報告等（平24厚令28・29第６条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | 適切に行っている  適切に行っていない |  |
| ②サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 | 適切に行っている  適切に行っていない |  |

（３）同居家族に対するサービスの禁止

（平成18厚令171第27条・43・47条、平11厚令37第25条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①従業者に対し、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。 | 提供させていない  提供させている  □該当なし | 利用者一覧  従業者名簿 |

（３）サービス提供の拒否・サービス提供困難時の対応（平24厚令28・29 第7条・8条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。  ＊正当な理由  ａ現員からは利用申込みに応じきれない場合  ｂ利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ｃ当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しないものから利用申込みがあった場合  ｄその他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 | 拒んでいない  拒んでいる  　→（その理由） |  |
| ②通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定計画相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | 行っている  行っていない  該当なし |  |

（４）受給資格の確認（平24厚令２８・29 第9条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であることやモニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。 | 確認している  確認していない | 受給者証の写し |

（５）申請に係る援助（平24厚令２８・29 第10条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | 行っている  行っていない |  |

（６）身分を証する書類の携行（平24厚令２８・29　第11条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべきことを指導していますか。  ※身分証には事業所名及び氏名を記載すること。当該従業者写真の貼付や職能を記載するのが望ましい。 | 身分証を携行している  身分証を携行していない | 身分証  事業所内及び外出時の携行状況 |

（７）計画相談支援給付費の額等の受領（平24厚令２８・29 第12条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の1７第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けていますか。 | 支払を受けている  支払を受けていない  該当なし |  |
| ②通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。 | 支払を受ける  支払を受けない  該当なし | 重要事項説明書、契約書等 |
| ③①及び②の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付していますか。 | 交付している  交付していない  該当なし | 領収書 |
| ④②の交通費については、あらかじめ、利用者に対し、その額について説明を行い、同意を得ていますか。 | 同意を得ている  同意を得ていない  該当なし | 重要事項説明書等 |

（８）利用者負担額に係る管理（平24厚令２８・29 第13条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①指定計画相談支援を提供している利用者が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額の合計額を算定していますか。 | 算定している  算定していない  該当なし |  |
| ②利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者とサービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。 | 通知している  通知していない  該当なし | 通知書控 |

（９）計画相談支援給付費の額に係る通知等（平24厚令２８・29 第14条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に計画相談支援給付費の額を通知していますか。  ※通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載すること。 | 通知している  通知していない |  |
| ②法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | 交付している  交付していない  該当なし | サービス提供証明書 |

（１０）指定計画相談支援の方針（平24厚令２８・29 第15条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 相談支援専門員に担当させている  相談支援専門員に担当させていない | 相談受付簿  アセスメント表、計画書等 |
| ②サービスの提供にあたっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 | 適切に行っている  適切に行っていない | 重要事項説明書  計画相談利用のご案内 |
| ③必要に応じ、同じ障がいを有する者又は同じ障がいを有する障がい児の家族による支援等、適切な手法を通じて行っていますか。 | 行っている  行っていない  該当なし |  |

（１１）サービス利用支援の方針（平24厚令２８・29　第15条第2項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者の希望等を踏まえて計画を作成するよう努めていますか。 | 努めている  努めていない | 計画書案等  計画書同意欄 |
| ②利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | している  していない | 相談受付簿  アセスメント表 |
| ③利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等に加えて、その他の福祉サービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービスなどの利用も計画上に位置付けるよう努めていますか。 | 努めている  努めていない |  |
| ④利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | 提供している  提供していない | 相談受付簿  アセスメント表  週間計画 |
| ⑤利用者の心身の状況や置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を適切な方法で行なっていますか。 | アセスメントを行っている  アセスメントを行っていない | アセスメント表等 |
| ⑥アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか。  ＊相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないとされています。 | 面接している  面接していない | アセスメント表等  訪問の状況 |
| ⑦アセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切なサービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、サービス等を提供する上での留意事項、法第５条又は6条第２２項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。 | 作成している  作成していない | サービス等利用計画案 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ⑧サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。  ※平成30年４月１日前に定められたサービス等利用計画については適用されません。 | している  していない | サービス等利用計画案 |
| ⑨サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第１９条第１項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。 | 同意を得ている  同意を得ていない | サービス等利用計画案案同意欄 |
| ⑩サービス等利用計画案を作成した際に、利用者等に交付していますか。 | 交付している  交付していない | 相談記録 |
| ⑪支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | 意見を求めている  意見を求めていない | アセスメント表 |
| ⑫サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | 文書により同意を得ている  文書により同意を得ていない | 計画案同意欄 |
| ⑬サービス等利用計画を作成した際には、利用者等及び担当者に交付していますか。 | 交付している  交付していない | 交付状況 |

（１２）継続サービス利用支援の方針（平24厚令２８・29 第15条第3項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以降「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行なっていますか。 | 行っている  行っていない | モニタリング記録等 |
| ②モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第５条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。 | 記録している  記録していない | モニタリング表 |
| ③「（1１）サービス利用支援の方針」の①から⑧まで及び⑪から⑬までの規定を、「（１２）継続サービス利用支援の方針」の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用していますか。 | 準用している  準用していない | モニタリング記録等 |
| ④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行なっていますか。 | 行っている  行っていない  該当事例なし |  |
| ⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行なっていますか。 | 行っている  行っていない  該当事例なし |  |

（１３）利用者等への計画等の書類の交付（平24厚令２８・29 第16条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | 交付している  交付していない  該当事例なし |  |

（１４）市町村への通知（平24厚令２８・29 第17条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①指定計画相談支援を受けている利用者が、偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | 通知している  通知していない  該当事例なし |  |

（１５）管理者の責務（平24厚令２８・29　第18条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | 行っている  行っていない | 組織図 |
| ②管理者は、相談支援専門員その他従業者に、「１基本方針」から「３運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | 行っている  行っていない | 組織図等 |

（１６）運営規程（平24厚令２８・29 第19条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。  ａ事業の目的及び運営の方針  ｂ従業者の職種、員数及び職務の内容  ｃ営業日及び営業時間  ｄ指定計画相談支援の提供方法  ｆ支援給付決定障がい者又は保護者から受領する費用及びその額  ｇ通常の事業の実施地域  ｈ事業の主たる対象とする障がいの種類  ｉ虐待の防止のための措置に関する事項  ｊその他運営に関する重要事項 | 全て定めている  定めていない事項がある  （定めていない事項  　　　　　　　　　） | 運営規程 |

（１７）勤務体制の確保等（平24厚令２８・29　 第20条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | 定めている  定めていない | 組織図  勤務表 |
| ②指定特定相談支援事業所ごとに，相談支援専門員によって指定計画相談支援を提供していますか。  ＊ただし、相談支援専門の補助の業務については、この限りではありません。 | 提供している  提供していない | 組織図  計画書の作成者欄等 |
| ③相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | 確保している  確保していない |  |

（１８）設備及び備品（平24厚令２８・29　第2１条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①相談を行うために必要な広さの区画を有していますか。 | 有している  有していない | 平面図 |
| ②指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | 備えている  備えていない |  |

（１９）衛生管理（平24厚令２８・29　第２２条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。（正規職員の１週間の所定労働時間数の3/4以上の従業者に年１回（夜間従事者は年２回）以上健康診断を実施しているか。また、その結果、要精密検査等の場合は受診勧奨を行いその結果を把握する等健康管理を行っているか。）  ※概ね1/2以上の従業者にも健康診断を実施することが望ましい。 | 必要な管理を行っている  必要な管理を行っていない | 健康診断の受診状況  インフルエンザ等の感染症対策 |
| ②設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | 努めている  努めていない | 洗面所  衛生用品の設置 |

（２０）掲示（平24厚令２８・29　第23条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 掲示している  掲示していない | 掲示状況 |
| ②①に規定する重要事項の公表に努めていますか。 | 努めている  努めていない | 掲示状況  ホームページ等 |

（２１）秘密保持（平24厚令２８・29　第24条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | 適切に対応している  適切に対応していない | 誓約書等 |
| ②従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。  ※退職後も秘密の保持が必要です。 | 必要な措置を講じている  必要な措置を講じていない | 誓約書等 |
| ③計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 | 同意を得ている  同意を得ていない | 個人情報使用同意書 |

（２２）情報の提供等（平24厚令２８・29　第25条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | 虚偽又は誇大な表現はない  虚偽又は誇大な表現がある | パンフレット  ホームページ |

（２３）障害者福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止（平24厚令２８・29　第26条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | 指示等を行っていない  指示等を行っている |  |
| ②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | 指示等を行っていない  指示等を行っている |  |
| ③サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | 収受していない  収受している |  |

（２４）苦情解決（平24厚令２８・29　第27条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①提供した指定計画相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | 必要な措置を講じ  　ている  必要な措置を講じ  　ていない | 重要事項説明書  運営規程  利用契約書 |
| ②苦情を受け付けた場合には、内容等を記録していますか。 | 記録している  記録していない  該当なし | 苦情の処理の対応（事前） |
| ③浦安市が行う文書・その他の物件の提出・提示・質問と設備・帳簿書類・その他の物件の検査に応じていますか。  利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力していますか。  浦安市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。 | 適切に対応してい　る  適切に対応していない  該当なし | 運営規程  重要事項説明書  契約書  苦情対応マニュアル  苦情受付簿 |
| ④千葉県知事が行う文書・その他の物件の提出・提示・質問と設備・帳簿書類・その他の物件の検査に応じていますか。  利用者又はその家族からの苦情に関して千葉県知事が行う調査に協力していますか。  千葉県知事から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。 | 適切に対応してい　る  適切に対応して  　いない  該当なし | 運営規程  重要事項説明書  契約書  苦情対応マニュアル  苦情受付簿 |
| ⑤千葉県知事、浦安市又は浦安市長から求めがあった場合には、改善の内容を千葉県知事、浦安市又は浦安市長に報告していますか。 | 報告している  報告していない  該当なし | 苦情対応マニュアル  苦情受付簿 |
| ⑥社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | 協力している  協力していない  該当なし |  |

（２５）事故発生時の対応（平24厚令２８・29　第28条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①事故が発生した場合は、千葉県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 必要な措置を講じ  　ている  必要な措置を講じ  ていない  該当なし | 事故対応マニュアル |
| ②事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | 記録している  記録していない  該当なし |  |
| ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | 適切に行っている  適切に行っていない  該当なし | 重要事項説明書  契約書 |

（２６）会計の区分（平24厚令２８・29　第29条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | 適切に区分している  適切に区分していない | 収支決算書 |

（２７）記録の整備（平24厚令２８・２９　第30条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 整備している  整備していない | 設備台帳等 |
| ②利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存していますか。  ａ福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録  ｂ個々の利用者ごとの台帳・記録  ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  ・アセスメントの記録  ・サービス担当者会議等の記録  ・モニタリングの結果の記録  ｃ市町村への通知に係る記録  ｄ苦情の内容等の記録  ｅ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 適切に行っている  適切に行っていない | 運営規程  関係記録の保管状況 |
| ③書類に記載された法律名・固有名詞等は、現行のものとなっているか。 | なっている  なっていない | 運営規程  重要事項説明書  契約書等 |

（２８）虐待防止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者の人権擁護のために、従業者に対する人権意識、知識や技術の向上を行っていますか。 | 行っている  行っていない |  |
| ②利用者への虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めているか。 | 適切に努めている  適切に努めていない  該当なし |  |

（２９）差別の解消・合理的配慮

（障害者基本法・障害者差別解消法第８条（平成28年度4月施行））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①利用者や相談者に対し、障がいを理由として、不当な差別的取扱いをしていないか。 | していない  している | 相談記録  サービス提供記録　等 |
| ②利用の妨げとなるような社会的障壁の取り除くために、状況に応じた配慮をおこなっているか。  　具体的な事例 | おこなっている  おこなっていない  該当事例なし | 相談記録  サービス提供記録　等 |

４　変更の届出等（法５１条の２第３項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①事業所の名称及び所在地その他の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市及び知事に届け出ていますか。  ※事業の廃止又は休止をしようとするときは、その廃止又は休止の日の１か月前までに、その旨を市町村長に届け出る必要があります。 | 適正に届け出てい  　る  適正に届け出てい  　ない  該当なし | 職員配置状況等 |

５　給付費の算定及び取扱い

（１）基本事項（平24厚告125・１２６の１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①指定計画相談支援に要する費用の額は、計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて算定していますか。 | 算定している  算定していない | 請求状況（障がい福祉課資料） |
| ②①により費用の額を算出した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | 算定している  算定していない | 請求状況（障がい福祉課資料） |

（２）計画相談支援費（平24厚告125・１２６ 別表第1）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービス利用支援を行った場合に、１月につき所定単位数を算定していますか。  aサービス利用支援費（Ⅰ）  計画相談支援対象障がい者の数を相談支援専門員の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とする。）（以下、「相談支援専門員の平均員数」という）で除して得た数（以下、「取扱件数」という）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ｂサービス利用支援費（Ⅱ）  取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | 算定している  算定していない | 請求状況（障がい福祉課資料） |
| ②継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。  a継続サービス利用支援費（Ⅰ）  取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  B継続サービス利用支援費（Ⅱ）  取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を乗じて得た数について算定する。 | 算定している  算定していない | 請求状況（障がい福祉課資料） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ③次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。  aサービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等  ｂサービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障がい児の保護者の文書による同意  ｃサービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障がい児の保護者及び担当者への交付  ｄサービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取 | 算定している  算定していない |  |
| ④同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定せず、サービス利用支援費のみを算定していますか。  ※ただし、サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方の算定が可能です。 | 算定している  算定していない |  |

（３）居宅介護支援費重複減算（平24厚告125 別表第1の1の注6、７）

　＊指定特定相談支援事業者のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①居宅介護支援費重複減算Ⅰ  相談支援専門員が計画相談支援対象障がい者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算Ⅰとして、1月につき所定単位数から減算していますか。 | 減算している  減算していない  該当なし |  |
| ②居宅介護支援費重複減算Ⅱ  相談支援専門員が計画相談支援対象障がい者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、同法46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算Ⅱとして、1月につき所定単位数から減算していますか。 | 減算している  減算していない  該当なし |  |

（４）介護予防支援費重複減算（平24厚告125 別表第1の1の注8）

＊指定特定相談支援事業者のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①相談支援専門員が計画相談支援対象障がい者等であって、介護保険法第7条第２項に規定する要支援状態区分が要支援1、又は要支援2のものに対して、同法５８条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき所定単位数から減算していますか。 | 減算している  減算していない  該当なし | サービス提供実績記録 |

（５）加算（平24厚告125・126）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者負担額合計額の管理をおこなった場合に、1月につき所得単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ②初回加算に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。  ※新規にサービス等利用計画を作成する場合、又は、利用者が障害福祉サービス等を利用する前６月において障がい福祉サービス等を利用していない場合が該当します。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ④入院時情報連携加算に該当する場合、１月につき１回を限度として所定単位数に加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑤退院・退所加算に該当する場合、利用者の入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算していますか。  ※ただし、初回加算を算定する場合は除きます。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑥居宅介護支援事業所等連携加算に該当する場合、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  ※居宅介護支援事業所等が、利用者が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合は除きます。また、当該利用者について、居宅介護支援等の利用開始日前６月以内において、本加算を算定している場合は除きます。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑦医療・保育・教育機関等連携加算に該当する場合、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  ※初回加算や退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定できません。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑧サービス担当者会議実施加算に該当する場合、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑨サービス提供時モニタリング加算に該当する場合、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  ※ただし、相談支援専門員１人当たりの利用者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定できません。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑩行動障害支援体制加算に該当する場合は、市町村に届け出た上で、１月につき所定単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑪要医療児者支援体制加算に該当する場合は、市町村に届け出た上で、１月につき所定単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑫精神障害者支援体制加算に該当する場合は、市町村に届け出た上で、１月につき所定単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑬地域生活支援拠点として市町村に届け出た事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して要支援者に関する必要な情報の提供及び短期入所の利用に関する調整を行った場合は、要支援者１人につき１月に４回を限度して所定単位数を加算していますか。 | 地域生活支援拠点の届け出をしている  加算している  加算していない  該当なし |  |
| ⑭地域生活支援拠点として市町村に届け出た事業所の相談支援専門員が、利用者の同意を得て、利用者に対して、利用者に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会等に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合、利用者１人につき月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 | 加算している  加算していない  該当なし |  |

（別紙）　書類の整備状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 有無 | 保管年数 | 備考 |
| 浦安市に対する報告書（指定申請書、変更届等） | 有・無 | 年 |  |
| 運営規程 | 有・無 |  |  |
| 就業規則 | 有・無 |  |  |
| 組織図 | 有・無 |  |  |
| 従業者雇用契約関係書類 | 有・無 | 年 |  |
| 従業者の秘密保持の確認書類（誓約書など） | 有・無 | 年 |  |
| 従業者給与台帳 | 有・無 | 年 |  |
| 従業者名簿 | 有・無 | 年 |  |
| 従業者勤務表 | 有・無 | 年 |  |
| 出勤簿・タイムカード等出勤状況を確認できるもの | 有・無 | 年 |  |
| 受給者証（写し） | 有・無 | 年 |  |
| 利用者名簿 | 有・無 | 年 |  |
| 重要事項説明書 | 有・無 | 年 |  |
| 契約書 | 有・無 | 年 |  |
| 利用者の個人情報利用の同意書 | 有・無 | 年 |  |
| サービス等利用計画（案） | 有・無 | 年 |  |
| サービス等利用計画 | 有・無 | 年 |  |
| アセスメント表 | 有・無 | 年 |  |
| モニタリング記録 | 有・無 | 年 |  |
| サービス担当者会議等記録 | 有・無 | 年 |  |
| (利用者へ渡す）明細書等の控 | 有・無 | 年 |  |
| （法定代理受領を行わない場合の）サービス提供証明書 | 有・無 | 年 |  |
| 給付費請求に関する書類 | 有・無 | 年 |  |
| 特定事業所加算申請書（控え） | 有・無 | 年 |  |
| 特定事業所加算に係る基準の状況報告書 | 有・無 | 年 |  |
| 業務日誌 | 有・無 | 年 |  |
| 会計に関する書類 | 有・無 | 年 |  |
| 苦情に関する記録 | 有・無 | 年 | 事例がない場合は様式のみ |
| 事故に関する記録 | 有・無 | 年 | 事例がない場合は様式のみ |
| 研修に関する記録 | 有・無 | 年 |  |
| 消防計画 | 有・無 | 年 | 事業所共通でも可 |
| 研修計画 | 有・無 | 年 |  |
| 苦情対応マニュアル | 有・無 |  | 事業所・法人共通でも可 |
| 緊急時対応マニュアル | 有・無 |  | 事業所・法人共通でも可 |
| 事故対応マニュアル | 有・無 |  | 事業所・法人共通でも可 |